

「ルターとユダヤ人」に関するキリスト教史研究と人権

—1945年以降のドイツの研究動向を手がかりに—

小田部 進 一

1 はじめに

本稿には二つの目的がある。一つは、1945年以降のドイツにおける「ルターとユダヤ人」に関するキリスト教史研究の動向を確認することにある。国内のルター研究を見る限り、「ルターとユダヤ人」の問題はこれまでほとんど研究されておらず、また国外の研究について十分に紹介されているとは言い難い²。そのため、本稿は国内の本主題への関心を促すための一つの寄与になると考える。本主題に関するドイツ語圏の最新の論文に、ミュンヘン大学神学部教授ハリー・エルケによる2016年の論文「1945年以降のキリスト教史研究における《ルターとユダヤ人》」がある³。本稿では、主にこのエルケ論文を手がかりに研究動向を概観する。

エルケの論文は、彼がその研究史叙述において「枠組みをなす条件 (Rahmenbedingung)」に着目しているという点でも本稿の関心を惹きつける。「ルターとユダヤ人」という問題に関わる歴史的特殊性が、それと取り組む研究の枠組みをなす条件への注意を特別に喚起しているように思われる。本稿は、この関連で「人権」という概念が重要であることを示すことを第二の目的としている。なお、本稿では、第一の目的を同時に一つ的手段としてキリスト教史研究と人権の関係について考えることが試みられている。ただし、エルケの論文それ自体は人権概念をテーマ化してはいない。したがって、第二の目的は、エルケの論文を手がかりとしつつ、そこに独自の補足的考察を加える仕方で「枠組みをなす条件」としての人権について確認する。

本稿は、まず、エルケの論稿に従い、1945年以降のドイツにおける「ルターとユ

1 本稿は、2020年11月25日に関西学院大学神学部を会場に開催された第436回神学研究会で、人権に関する発表として同タイトルで発表された内容に加筆修正したものである。

2 国内で本主題を扱った研究として、石居正己「ルターにおけるユダヤ人問題」(日本ルーテル神学大学ルター研究所『ルター研究第3巻』聖文舎、1987年)、51-71頁がある。近年の研究をベースとした叙述には、拙著『ルターから今を考える：宗教改革500年の記憶と想起』日本キリスト教団出版局2016年、特に194-202頁の「コラム：ルターとユダヤ人」を参照。

3 Harry Oelke, "Luther und die Juden,, in der kirchengeschichtlichen Forschung nach 1945, in: Martin Luthers 《Judenschriften》 Die Rezeption im 19. Und 20. Jahrhundert, (Hg.) Harry Oelke u. a., Göttingen, 2016, S.215-233.

「ユダヤ人」問題に関するキリスト教史研究を三つの時期に分けて概観する。そして、それらの概観を踏まえ「ルターとユダヤ人」研究の「枠組みをなす条件」に関する補足的考察を試みる。

2 1945年以降の「ルターとユダヤ人」に関する研究

2014年10月6日から7日にかけて、ドイツのエアランゲン大学にて「19世紀と20世紀におけるルターの《ユダヤ人著作》⁴の受容」という主題で、主にドイツのキリスト教史を専門領域とした大学教員による研究会が開催された。エルケもまた発表者の一人として、先に挙げた論文タイトルで発表を行った。論文の冒頭に彼の動機づけと問いが述べられている。

「12年に及ぶナチス支配の間に起こったユダヤ人に対する不幸なドイツの歴史を前にして、ルターの敵意に満ちたユダヤ人についての発言が批判的に検証されるであろうことは、時間の問題であった。確かに一定の準備期間が必要とされたが、その後、1945年以降のルター研究と宗教改革史研究は《ルターとユダヤ人》の主題に集中的かつ論争的に取り組んだ。この主題が西ドイツのキリスト教史研究で見出した反応は、それ自体の問題を越えて1945年以降という時期におけるドイツ人のユダヤ人に対する態度についても示しているかもしれない。我々は、このような事情を、この主題を研究史的な視点からより厳密に究明するための機会とする。我々は、1945年以降のキリスト教史研究でルターの《ユダヤ人著作》が事実上どのような役割を果たしたのかを問いたい。どれぐらい精力的に、また、そもそもどのような主要な関心と問題設定からこの主題に接近したのか。また、いかなる学際的な研究の可能性がそこから生じたのであろうか。そして、その結果は何であったのか。」⁵

ドイツにおける「ルターとユダヤ人」研究には歴史的に特殊な事情がある。それは、ナチス政権下のホロコーストで夥しい数のユダヤ人が犠牲になったことであり、その

4 ルターの「ユダヤ人著作」の代表的なものに、初期の著作として1523年の『イエス・キリストはユダヤ人として生まれた』(„Daß Jesus Christus ein geborener Jude sei“)、後期の著作として1543年の『ユダヤ人と彼らの偽りについて』(„Von den Juden und ihren Lügen“)があり、前者にルターの寛容な態度、後者に反ユダヤ主義的な態度が見られてきた。また、後期の著作がナチスのプロパガンダに利用された経緯がある。注2で挙げた石居論文「ルターにおけるユダヤ人問題」に、その他の関連する著作も含め、各著作の概要が紹介されている。

5 Ibid., S.215. 以下、エルケ論文からの引用はすべて私訳である。

プロパガンダにルターのいわゆる「ユダヤ人著作」が利用されたという事情である。16 世紀に書かれた著作に、20 世紀前半に起こった悲惨な出来事の歴史が重くのしかかっている。さらに、エルケは、そこに戦後の「ドイツ人とユダヤ人」の問題という視点も加える。つまり、「ルターとユダヤ人」問題は、二重、三重の歴史的文脈の中で捉えられている。エルケは、キリスト教史研究が無菌状態の中ではなく「密接な社会文化的・教会的関連性の中で、それへと反応し、そこへと影響を与えながら」営まれる作業であると指摘する⁶。「ルターとユダヤ人」研究では、社会文化的関連としての「ドイツで、その都度、悪い流行を起こすアンティセミティズム」、そして、教会的関連としての「福音主義教会のユダヤ教への関係」という二つの枠組みが設定されている⁷。

エルケは、1945 年以降の研究を発展史的に眺望し、三つの期間に分けて述べている。1945 年から 1960 年までが「苦々しい自己発見 (Beschwerliche Selbstfindung)」としての第一期、1960 年から 1985 年までが「一つの《時が満ちたテーマ》(Ein „fälliges Thema“）」としての第二期、そして、1985 年から現在に至るまでが「歴史化と差別化 (Historisierung und Differenzierung)」としての第 3 期である。以下に順に概観する。

2.1 第一期：「苦々しい自己発見」(1945 – 1960)

2.1.1 社会的状況：現存するアンティセミティズム

終戦後、ドイツのキリスト教会と神学は、ナチスのユダヤ人に対する重大犯罪の責任への問いに晒されることになるが、終戦直後はなお暗黙のうちであり、ドイツの戦後政治は固い沈黙を守っていたという⁸。さらに、1949 年 8 月のある世論調査によれば、ドイツ人の半数がなお自らをアンティセミティズム的であると考えていることから、ナチスの支配が終わっても、ドイツ人のネガティブなユダヤ人観は根深く残っていたことが窺える⁹。エルケは、この時代の宗教改革とルター研究が社会的・政治的にタブー化されながらも、一貫して現存するアンティセミティズムをその側面を持っていたことを指摘している。

6 Ibid., S.215.

7 Ibid., S.215.

8 Vgl. ibid., S.216. 1949 年の第 1 回国会宣言から 1951 年まで、旧西ドイツの初代連邦首相アデナウアーが一貫してユダヤ人の運命とその帰結について言及しなかったことが指摘されている。

9 別の 1945 年から 1948 年のアメリカによる調査によれば、19-23% のドイツ人がアンティセミティスト的であり、1952 年までにその数は 34% に上昇しているという。Vgl. Reiner Anselm, “Luther und Juden,, in der systematischen und ethischen Debatte nach 1945, in: Martin Luthers < Judenschriften > Die Rezeption im 19. Und 20. Jahrhundert, (Hg.) Harry Oelke u. a., Göttingen, 2016, S.236.

2.1.2 教会的状況：ユダヤ人に対する罪責告白

1945年10月の「シュトゥットガルト罪責告白」には、諸国民に苦しみを与えた罪責の告白はあるが、ユダヤ人に対する明確な言及がない。ドイツ福音主義教会（以下EKDと略記）が、最初に明確にユダヤ人に対する罪責に言及したのは、1950年にベルリン・ヴァイセンゼーで開催された総会での宣言であり、その後、ホロコーストに対する罪責がEKDのすべての宣言における確固たる要素になったという¹⁰。このような背景から、戦後間もない時期のキリスト教史研究にとって、「ルターとユダヤ人」というテーマは、ナチス政権下においてこの主題が取り扱われてきた経緯もあり、とても難しい対象であったという。

2.1.3 研究的状況：1950年の前と後

エルケは、研究史的な視点から、まず1920年代の反歴史主義、及び宗教改革とルター研究の神学化の影響が戦後も続いたことに注目している¹¹。それと並行して、戦後直後に国内外からレッテルがはられたルター像の特徴が紹介されている。アメリカの歴史家ウィリアム・モンゴメリー・マクガヴァンによる1941年の『ルターからヒトラー』、イギリスのペーター・F・ウィーナーによる1945年の『マルティン・ルター：ヒトラーの精神的祖先』は、ルターとヒトラーを直線的・連続的に結びつけたものであった¹²。それは政治倫理的な観点からルターの二王国説と奴隸的臣従性がドイツ的キリスト教を作り、ヒトラー登場の土壌を用意した、と主張するものであった。エルケは、さらに、ドイツ語圏のルター批判として、トーマス・マンとカール・バルトの例を挙げている。

「マンとバルトによって二つの声がある意味で《外から》ドイツの公の場に迫りきた。彼らの批判は、ルターによってドイツ人にもたらされた権威信仰に向けられた。こ

10 “Wir sprechen es aus, daß wir durch Unterlassen und Schweigen vor dem Gott der Barmherzigkeit mitschuldig geworden sind an dem Frevel, der durch Menschen unseres Volkes an den Juden begangen worden ist., Zitat aus <https://www.ag-juden-christen.de/kundgebung-zu-christen-und-juden-50-jahre-erklaerung-von-weissensee-2000/> (アクセス 2020/11/15)。「我々は、憐みの神の前で不履行と沈黙によって、我々の国民に属す人間によってユダヤ人に対して犯された冒瀆に対して同罪となったことを表明する」(私訳)。このプロセスにラインラント福音主義教会 (Evangelische Kirche im Rheinland、以下、EKiR と略記) が一定の役割を果たした可能性については、加納和寛の論文を参照のこと。加納和寛「ユダヤ人とキリスト教徒は「同じ神の民」か? — ラインラント福音主義教会決議の35年 —」(『神學研究』第63号)、2016年、57-70頁、特に60頁参照。

11 Vgl., Oelke, op.cit., S.218.

12 William Montgomery McGovern, *From Luther to Hitler. The History of Fascist-Nazi Political Philosophy*, New York, 1941. Peter Wiener, *Martin Luther, Hitler's Spiritual Ancestor*. London/New York/etc., 1945.

れにより、いわばルターに、ナチスに対するとナチスにおける誤った展開の義務が
 負わされた。」¹³

それに対して、ドイツのルター派には、ルターを批判的に検証する姿勢が見られな
 かったという。1946 年はルター没後 400 年記念の年であったが、ルターとのいかな
 る批判的対峙も見られなかったし、パウル・アルトハウスは、これも政治倫理的な観
 点からであるが、臣従精神はルターの責任ではなくドイツの国家体制（小国家的絶対
 主義）にあると見なし、ヴァルター・フォン・レーヴェニヒは、ルターを天才として
 賞賛し、ハンス・リリエの 1946 年のルター伝は、ルターに未来の希望を見出しており、
 ルターのユダヤ人への態度については、全く視野に入れられていなかったことが指摘
 されている¹⁴。1947 年のハンス・アスムセンの挑発的な著作『ルターはニュルンベ
 ルクに行かなければならないのか』もまたルターを弁証するものであったという¹⁵。
 これらのルター派内の動向を確認した後、エルケは、「この関連で、戦後のこの早い
 段階に、ルターのユダヤ人著作とナチスドイツにおけるユダヤ人の破滅的な迫害との
 関連についての問いに、学問の焦点が当てられることがなかったことは驚くに値しな
 い」¹⁶、と述べている。

しかし、1950 年代に入って変化が現れる。エルケは、すでに主要な出版物におい
 てアンティセミティズムが拒絶され、くり返しナチスによるユダヤ人迫害やナチス犯
 罪の正当化にルターが利用されたことが想起される状況の中に、ルターの「ユダヤ
 人著作」を事柄に即して評価しようとする動機づけが存在したという¹⁷。そのような
 背景から公にされたのが、1953 年のカール・クピシュによる『歴史の無い国民：ユ
 ダヤ人問題への注釈』と 1951 年のヴィルヘルム・マウラーによる『教会とシナゴー
 グ：歴史的経過の中でユダヤ教と対決する教会の動機と形式』である¹⁸。両者ともに、
 1523 年の初期の著作と 1543 年の後期の著作を区別し、それぞれの仕方でそこに神学
 的な連続性があることを指摘した。エルケは次のように指摘している。

「我々の目的のために重要なことは、この早い段階でそれから何十年も主導的な研
 究の核となる問いが形成されたということである。1523 年と 1543 年の間にルター

13 Oelke, op.cit., S.219,

14 Vgl., ibid., S.220.

15 Vgl., ibid., S.220.

16 Ibid., S.220-221.

17 Vgl., ibid., S.221.

18 Karl Kupisch, Volk ohne Geschichte. Randbemerkungen zur Geschichte der Judenfrage, Berlin, 1953. Wilhelm
 Maurer, Kirche und Synagoge. Motive und Formen der Auseinandersetzung der Kirche mit dem Judentum im
 Laufe der Geschichte, Franz Delitzsch-Vorlesungen 1951, Stuttgart 1953.

の下で根本的に神学的な変化が生じたのか。1950年代には、神学的な連続性と法的・実践的帰結の変化という見解が支配的であった。」¹⁹

2.2 第二期：「一つの《時が満ちたテーマ》」（1960 – 1985）

2.2.1 社会的状況：1959年シナゴーク落書き事件

エルケは、第二期のはじまりを1960年に定めている。その理由として、二つの歴史的出来事をあげる。一つは社会的事件である。1959年のクリスマスに、ケルンのシナゴークにハーケンクロイツ（ナチスのシンボル）が落書きされた事件が、その後のドイツ、そして世界中のアンティセミティズムの新しい潮流の幕開けとなり、年明けには教会内からの態度表明が公にされたという。

2.2.2 教会的状況：1961年キルヘンターク²⁰

この時期、世代交代も要因となり、教会の中に反ユダヤ主義的偏見の克服への期待が生まれ、ユダヤ教に対する態度に根本的な変化が現れるという。エルケは、この関連で、もう一つの歴史的出来事として先に挙げた社会的事件に呼応する教会内の出来事を紹介している。

「さらに一年が過ぎた1961年、ベルリンで開催された第10回ドイツ福音主義キルヘンタークで一つの里程標が据えられた。キルヘンターク開催中に《ユダヤ教徒とキリスト教徒の共同作業部会》が設立された。キルヘンタークで語られたように、この《テーマの時が満ちた》(Thema ist fällig) ののである。これによってドイツで初めて、キリスト教徒とユダヤ教徒が共同で継続してキリスト教とユダヤ教の関係についての神学的な問いと取り組む委員会が成立した。この神学的反省に向かう傾向は、キリスト教史研究の中でも反射作用を見いだした。」²¹

19 Oelke, op.cit., S.222.

20 ドイツ福音主義キルヘンターク (Der Deutsche Evangelische Kirchentag) は、2年一度開催される全国規模の教会大会。信徒運動の性格も持ち、近年はカトリック教会と共同でエキュメニカルに開催される大会もある。

21 Oelke, op.cit., S.223. 先に言及した加納論文では、「大勢とは些か異なる行動を取った」EKiR所属の牧師ハインツ・クレマースによる1965年のEKiR総会での提案がきっかけで、「EKDにおけるユダヤ人との対話に関する研究委員会 (Studienkommission) の設置が実現し、その成果は1975年に報告書『キリスト教徒とユダヤ教徒 (Christen und Juden)』としてまとめられた」ことが紹介されている。加納、前掲書、62-63頁。エルケの叙述は、それを含めたドイツ全体の流れを概観するものであるため、相互補完的に理解されるであろう。エルケは取り上げていないが、1960年にナチス政権でホロコースト遂行の実務担当者であったアドルフ・アイヒマンが逮捕され、翌年4月から裁判にかけられた。その年のキルヘンタークは7月19日から23日まで開催されており、そこに何がしかの影響があったことが推測される。キルヘンタークのホームページ内のアーカイブには、「ユダヤ教徒とキリスト教徒」のワーキンググループで「この世界への神の道」と「アンティセミティズムの根」というテーマが扱われたことが分かる。

https://www.kirchentag.de/service/archiv/berlin_1961#c22407 (アクセス2020/11/16)。

キルヘンタークのワーキンググループを主導したのは、マルティン・シュテアとカール・クピシュの二人で、彼らはその際、ルターの著作に基づいて彼のユダヤ人に対する態度を批判的に主題化した。シュテアは、すでにキルヘンタークの前年にユダヤ人に対するルターの態度の神学的基礎について扱った重要な論文「ルターとユダヤ人」を発表していたことをエルケは指摘している²²。エルケは、1960年までにドイツ社会で再び顕在化してきたアンティセミティズムとそれを背景としながらユダヤ教徒とキリスト教徒の関係を学問的に捉え直そうとする試みの両方の要素が、1961年のキルヘンタークに流れ込んでいると見る。そして、「ルターとユダヤ人」に関するキリスト教史研究の第二期のはじまりを1960年としている。

2.2.3 研究的状況：全体的な無関心とわずかな関心

シュテアもまた、その論文で1950年代に提起されたルターによる1523年と1543年の「ユダヤ人著作」をめぐる問いに取り組んだ。1950年代には、神学的な連続性と法的・実践的帰結の変化が見られていたが、シュテアはルター神学に重大な変化があると主張した。それは、初期の著作では、ユダヤ教徒もキリスト教徒も「共に招かれた者、賜物を与えられた者として、生きいきとした福音の下に立っている」と理解されているのに対して、後期の著作では、神の賜物が「あらゆる手段によって確保されたキリスト教徒の所有物」になっているという変化であった²³。招きから排除への変化であり、シュテアはこれがルターの神学的な誤りであると考えた。こうして、初期と後期のルターにおける「神学的な連続性と変化」というテーマが登場し、1960年代から1970年代にルターの著作を神学的に分析する方向に研究の舵がとられることになったとエルケは指摘する。

エルケは、時を先に進め1983年のルター生誕400年記念に関連した公刊物に注目し、「ルターとユダヤ人」の問題が、記念展覧会では全く触れられておらず、また多くの研究者たちの公刊物でも取り上げられていなかったことを指摘する。しかし、その陰で、僅かながら公にされた革新的な研究もあった。ハイコ・A・オーバーマンとハインツ・クレーマースによる研究である²⁴。オーバーマンは、すでに2年前の1981年にアンティセミティズムの「はじまり」を15世紀から16世紀の反ユダヤ主義に求め

22 Martin Stöhr, Luther und die Juden, in: EvTh20(1960), S.157-182.

23 Ibid., S.178. Vgl., Oelke, op.cit., S.224.

24 Vgl., Oelke, ibid., S.225. Heiko A. Oberman, Wurzeln des Antisemitismus. Christenangst und Judenplage im Zeitalter von Humanismus und Reformation, Berlin 1981. Heiko A. Oberman, Luthers Beziehungen zu den Juden. Ahnen und Geahndete, in: Helmar Junghans (Hg.), Leben und Werk Martin Luthers von 1526 bis 1546. Festgabe zu seinem 500. Geburtstag, Bd.1., Göttingen 1983, 519-530. Heinz Kremers u.a. (Hg.), Die Juden und Martin Luther – Martin Luther und die Juden, Neukirchen-Vluyn, 1985.

たという点で、20世紀末になって明確になるアンティセミティズム研究の問題意識を先取っていたことで評価されている。1983年の論文「ルターのユダヤ人に対する関係」で、オーバーマンは、ルターが理解した終末の到来とそこに由来する不安に、敵に対する迫害を生じさせる特別な条件を読みとっている²⁵。もう一人のクレーマースによる研究については、次のように述べられている。

「ハインツ・クレーマースによって1985年に公刊された堂々たる論文集『ユダヤ人とマルティン・ルター — マルティン・ルターとユダヤ人』は、キリスト教徒とユダヤ教徒の研究者のグループが共同で《ルターとユダヤ人のテーマ》を研究した最初の試みであった。ルター記念は否定の道によって推進力として役立ったのである。論文集は、キリスト教とユダヤ教の試験的プロジェクトの提唱者たちがルター一年に見いだした、あらゆる弁証とタブー化に対する反対提案として構想されたものであった。」²⁶

2.3 第三期：「歴史化と差別化」（1985 —）

2.3.1 社会的状況：公の言説におけるアンティセミティズム

エルケは、1980年代の半ばにキリスト教史研究の「枠組みをなす条件」が変化したと指摘し、そこから第三期の叙述をはじめている。

「キリスト教史研究の社会的枠組みをなす条件が1980年代半ばに変化した。すなわち、アンティセミティズム的な行為による切迫した脅迫の場面が、ドイツの公の場において言説的な次元に移動してきた。大抵の場合、スキャンダラスな政治家の態度が原因したアンティセミティズム問題についての議論が、激しい興奮を伴い前面に出てきた。」²⁷

この言及についての注の中でエルケが挙げている最初の例は、1985年のビットブルク戦没兵士墓地でのスキャンダルである²⁸。当時の西ドイツ首相ヘルムート・コールとアメリカ大統領ロナルド・レーガンが、終戦記念日の三日前の5月5日に終戦記

25 ちなみに、オーバーマンの1981年刊行のルター伝『ルター：神と悪魔の間に立つ人間』には、後の版で挿入される「ルターとユダヤ人」という項目がまだ存在していない。同時期に進行していた当主題についての研究成果は、後の版に反映されることになる。ここでは1982年版を参照した。Vgl., Heiko A. Oberman, *Luther. Mensch zwischen Gott und Teufel*, Berlin 1982.

26 Oelke, op.cit., S.225.

27 Ibid., S.226.

28 Vgl., Ibid., S.226, Anm.51.

念式典の一環として墓地を訪問したときのことである。問題は、そこにはナチスの武装組織である親衛隊員 (Schutzstaffel、略して SS) の墓もあったことにある。エルケが参照しているアライダ・アスマンが、この問題についてある著作の中で語っている文章を引用する。

「この [加害者も] 被害者の仲間ひっくるめる政治は、ホロコーストの被害者に対する一種の忘却の儀礼と受け止められ、国際的なスキャンダルにまで発展した」。²⁹

つづけて、アスマンは次のように述べている。

「リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカーの終戦 40 周年記念日の演説、ベルリンにある後に〈テロルのトポグラフィ〉となった敷地の無許可発掘、そして歴史家論争が、1980 年代のさらなる出来事だ。これらの出来事とともに、西ドイツでは文化と政治の領域で、枠組みをなす条件 (Rahmenbedingungen) が、忘れることから想起することに切り替えられた。」³⁰

2.3.2 教会的状況：キリスト教徒とユダヤ教徒の関係改善

エルケはアスマンと同様、歴史家論争という他の例も挙げていることから、「1985 年はドイツの想起の文化の、鍵となる転換の年となった」と見るアスマンの観察を下敷きにしつつ、ドイツのキリスト教史研究の態度もまた、この転換の影響を受けていると見ているのかもしれない。ただし、キリスト教とユダヤ教の緊張関係を「決定的に」緩和した一例としてエルケ自身も認める、「キリスト教徒とユダヤ教徒の関係改善」のための EKiR の総会決議は、すでに 1985 年の 5 年前の 1980 年に行われていた。それにもかかわらず、ここでひとくくりに扱われている点は、少し腑に落ちないところがある。エルケの 1980 年の EKiR の総会決議への言及を見てみよう。

「さらなる他の州教会がこの方向に従った。教会の基本規定に罪責認識が定着することが、キリスト教側からすれば、ユダヤ教の新しい認識をもたらした。問題をはらむキリスト教とユダヤ教の歴史の想起は、教会的に刻印された文化的記憶の構成要素へと発展した」。³¹

29 アライダ・アスマン『想起の文化－忘却から対話へ』岩波書店、2019年、204頁（ドイツによる初版は2013年、日本語版は2016年第2版からの翻訳）。エルケが注51に„Erinnerung“という略語で参照するアスマンの著作は、エルケの論文末尾に挙げた参考文献表と一致しないため正確なことは分からないが、内容的には上述のアスマンの著作と一致すると推測される。

30 アスマン、同上、204頁。

31 Oelke, op.cit., S.226, Anm.52.

EKiR の総会決議は、アスマンが見る社会全体の枠組みをなす条件の転換に先駆けられた行為ではあるが、エルケは、そこに、1980 年代にドイツの教会と社会に並行して見られるホロコーストの記憶の社会的定着と過去に対する新しい態度を見ており、さらにそこに、1980 年代以降のキリスト教史研究の生活の座があることを示そうとしていると思われる。ただし、エルケの論文には、アスマンの「転換の年」に関わる明確な議論が欠落しているため、両者の時代理解と枠組みをなす条件に関わる内容的関連性は筆者の推論の域を出ない。

ちなみに、アスマンは、この 1980 年代と 1990 年代になって築かれた「[今日の]新しい想起の文化の精神的基盤」をハンナ・アーレントが 1951 年の『全体主義の起源』の英語序文に書き綴った四つの論点に見出している。その中心に、ホロコーストの想起と人間の尊厳を法的に保証する人権政策があることをアスマンは指摘している³²。エルケは、人権政策に触れることはなく、ドイツの公場におけるアンティセミティズムの言説とそれに対抗する教会の罪責告白とユダヤ教徒との関係改善を目指す態度表明という緊張した状況を、枠組みをなす条件として提示している。このような状況の下、「ルターとユダヤ人」問題に関するキリスト教史研究が「持続的な促進を体験した」ことが注目されている。

2.3.3 研究的状況：歴史化と差別化

エルケは、その後の研究の傾向を「歴史家と差別化」と表現し、それまで、テキスト解釈的論証と神学的論証が中心であったのに対して、文脈と受容に関する研究が重要性を獲得したと指摘する。2001 年のアヒム・デトマーの研究との関連で、エルケは、ユダヤ人への態度を理解するにあたり宗教改革者の個人的基盤が研究されるようになったことに注目している³³。また、ルターの著作だけでなく、同時代の反ユダヤ主義的な文書をルターの著作の検討のために用いる研究が登場し、カウフマンの研究がその代表的なものであるという³⁴。そして、カウフマンの研究により「ルターとユ

32 アスマン、前掲書、201-203 頁参照。「反ユダヤ主義（たんなるユダヤ人憎悪ではなく）、帝国主義（たんなる征服ではなく）、全体主義（たんなる独裁ではなく）が一次から次へと、より残酷なかたちで一示したのは、人間の尊厳が、新しい政治原理、新しい地上の法においてのみ見出される新しい保証を必要とするということである。その有効性は今度こそは人類全体を包括する一方で、その力は厳密に限定され、新しく定義された領域的なものに根をおろし、それによって制御されなければならない。われわれはもはや、過去の善いものを選んで単純にそれをわれわれの伝統と呼ぶことも、悪いものを捨て去って単純にそれを時がたてば忘却の中に埋もれる死せる重荷と見なすこともできない。」ハンナ・アーレント『全体主義の起源 I』（新版）みすず書房、2017 年、xii-xiii。

33 Vgl., Oelk, op.cit., S.227. Achim Detmers, Reformation und Judentum. Israel-Lehren und Einstellungen zum Judentum von Luther bis zum frühen Calvin, Stuttgart 2001.

34 Vgl., Oelk, op.cit., S.227. Thomas Kaufmann, Luthers „Judenschriften“. Ein Beitrag zu ihrer historischen Kontextualisierung, 2.Aufl., Tübingen 2013 (1.Aufl. 2011).

「ダヤ人著作」に関する多くの中心的な主題が生産的に進展したことが次のように評価されている。

「神学的な観点からは、キリスト論がルターによるユダヤ教の評価における《重要な中心問題》として説得力あるものとして際立たされた。カウフマンは、どの程度までルターがユダヤ人に対する自身の振る舞いを、彼が全キリスト教界を代表して実行する闘争と理解されることを欲していたのかについて明確に示した。最後に、カウフマンもまた、初期と後期の著作の間に存在する相違に注目して、神学的に根拠づけられたユダヤ人の拒絶に連続性があることを支持している。この結論は、全体としてルター研究と一致している。なぜなら、この中心的な問いには、1960年代以来のシュテアと他の《変化理論主唱者たち》との対決を通して、幅広いコンセンサスが形成されていたからである。それによれば、ルターのユダヤ人に対する態度は、神学的に根拠づけられたものであり、彼の生涯の中で比較的恒常的なものとしてとどまっていたのである。」³⁵

聖書を一貫してキリスト論的に解釈するルターの神学的態度に、彼の一貫したユダヤ人批判の基礎があることが確認されている。この神学的態度との関連にあるがそれとは区別されて議論されるルターの反ユダヤ主義的態度についても確認されている。

「時の経過とともに、ルターの立場がその時代までに発展していたキリスト教的な反ユダヤ主義とおおよそ同質であったことについてもまた、広く研究における一致がある。しかしながら、おおよそ 1870 年頃からヨーロッパで重要な役割を果たしたような人種的なモチーフは、ルターの理解と論証の地平を超えたところのものであった。ルターは、反ユダヤ主義的な諸条件（メシアとしてのイエス・キリストに対する頑なさ、イエスの死への集団的罪責、悪魔的出自、キリスト教徒への陰謀）を反ユダヤ人説教文学から受容し、高利貸し、ユダヤ人に対する神による呪いと相続権の剥奪といった伝統的なステレオタイプを継承し、広く知られていたユダヤ人の悪魔化にも同調していた。」³⁶

今やキリスト教史研究の歴史化の傾向は、テキスト分析を中心とした研究からコンテキストのキリスト教史的・文化史的解明へと場を移し、様々な史料を用いた複雑な

35 Oelke, op.cit., S.227.

36 Ibid., S.227f.

解釈の枠組みが提供されるようになった。そうして、神学的態度の問題と同時に、それと結びつく仕方で、その時代や社会に浸透していた迷信的・差別的憎悪としての反ユダヤ主義的態度という問題が、ルター個人との関わりにおいて歴史的に明らかになってきたということである。カウフマンの研究は、エルケによれば、まさにそのような歴史的・包括的な研究を代表するものであった。

さらにエルケは、「ルターとユダヤ人」に関するキリスト教史研究の第三期は、アンティセミティズム研究が重要性を増したことに一つの特徴があるとする。「ルターとユダヤ人」問題は、それ自体の枠組みを超えて、近代の人種主義的に動機づけられたアンティセミティズムの研究の一部を構成するものでもあり、「キリスト教史研究とアンティセミティズム研究の両者は、学際的關係構造の中に存在している」³⁷。宗教的背景を持つ反ユダヤ主義、そしてキリスト教が近代的アンティセミティズムの成立にどのように関わってきたのかという問いが、キリスト教史研究における問いにもなっている。中世から宗教改革期の反ユダヤ主義と近代的アンティセミティズムの連続性に関連して、エルケは次のように観察している。

「この問題を目的としたキリスト教史研究は、[両者の]質的な違いを強調しているが、特にルターの下で先鋭化されたユダヤ人の拒絶があり、それが近代アンティセミティズムの前段階として理解されることができるとも明らかにしている」。³⁸

アンティセミティズム研究への言及の後、エルケが試みた 1945 年以降のドイツにおける「ルターとユダヤ人」に関するキリスト教史研究の観察が次のように総括されている。

「ここに時系列で企てられたキリスト教史研究の概観は、ナチスという前段階の歴史が研究に対して 1945 年以降のこのテーマへの入り口を難しくしたことを示した。いかに社会的枠組みをなす条件（アンティセミティズム）と西ドイツにおけるキリスト教会側で展開されたユダヤ教への関係が、《ルターとユダヤ人》というテーマが学問的に展開される周辺環境を規定したのか、ということも認識できるようになった。ルターと宗教改革史研究は、長年、ルターの 1523 年の初期のユダヤ人著

37 Ibid., S.228.

38 Ibid., S.229. 例えば、カウフマンは「初期近代的アンティセミティズム (frühneuzeitlicher Antisemitismus)」という概念を好んで用いていることが紹介されているが、「アンティセミティズム」という用語を共通して用いることにより、ルターと近代的アンティセミティズムの連続性のニュアンスが強められた表現と言えよう。Vgl., *ibid.*, S.229, Anm.66.

作と特に 1543 年の後期の著作との関係の問いに規定されてきた。両著作の間にあるルターの神学的連続性なり実践的・法的帰結の変化が、研究における今日のコンセンサスを示している（《ユダヤ人に好意的な》初期著作の影響史は比較的に手がつけられていないが）。³⁹

最後に、1962 年のパウロ・アルトハウスによるルターの神学に関する著作には、「ルターとユダヤ人」の関係が全く言及されていなかったのに対して⁴⁰、1995 年のベルンハルト・ローゼによる著作には、巻末の付説としてではあるが、11 頁の叙述があり⁴¹、2015 年のラインハルト・シュヴァルツの最新のルター神学に関する著作では、ルター神学の統合的構成要素として、全著作の随所に盛り込まれていることが指摘され⁴²、エルケの論文は次のような言葉で締めくくられている。

「これは、キリスト教史研究が、そうこうするうちに、方法論的な観点からすれば、非常に普通ではないテーマと普通に取り組む道を見いだしたことを示している。」⁴³

3 補足的考察：「枠組みをなす条件」としての人権

先に、エルケが、一方で、研究史の第三期のはじまりをアスマンが時代の枠組みを成す条件の転換の年と考えたのと同じ 1985 年に見ているが、他方で、アスマンがその内容として主張する「忘却から想起への転換」と「新たな人権政策」については触れていないことを指摘した。しかし、それをもって「ルターとユダヤ人」研究をめぐる枠組みをなす条件に「人権」尊重の態度が流れ込んでいないということ結論づけることにはならない。むしろ、エルケがその論文で扱いきれなかった側面を、本稿ではエルケ自身が紹介している 1985 年以降の代表的な研究を通して補足的に明らかにしたい。それはカウフマンの研究である。2011 年に刊行された研究のまさに「枠」を成す、冒頭の導入的覚書（*Einleitende Bemerkungen*）と巻末の要約的考察（*Zusammenfassende Überlegung*）に述べた彼の言葉の中に、「ルターとユダヤ人」研究を取り巻く今日の時代を反映した姿勢が如実に表現されており、そこに人権意識を読

39 Ibid., S.229f.

40 Paul Althaus, *Die Theologie Martin Luthers*, Gütersloh 1962.

41 Bernhard Lohse, *Luthers Theologie in ihrer historischen Entwicklung und in ihrem systematischen Zusammenhang*, Göttingen 1995.

42 Reinhard Schwarz, *Martin Luther – Lehrer der christlichen Religion*, Tübingen 2015.

43 Oelke, op.cit., S.230.

み取ることが可能であると考え。そこで、カウフマンの著作にあたり、その態度と主張を確認してみたい。カウフマンは冒頭で次のように述べている。

「もちろん前もって確認されるであろうことは、もし、ドイツ人プロテスタント歴史家として、ナチスドイツにおける特に彼のいわゆる《後期ユダヤ人著作》の不幸な影響史なしに、《マルティン・ルターとユダヤ人》という非常に複雑な主題に接近することができると思えるならば、それは単純あるいは不注意極まりないであろうということである。」⁴⁴

「さらにそれに劣らず問題があることは、もちろん、第三帝国時代のルターの《ユダヤ人著作》の異様に高まった受容を《必然的》あるいは《不可避な》発展の目的として評価し、ヴィッテンベルクの宗教改革者を第二次世界大戦の前とその間とその後に広められた格言《ルターからヒトラー》に従って、ナチスドイツにおける近代的アンティセミティズムの精神的祖先として断罪することである。ルターの後期の《ユダヤ人著作》における近代的な人道的規準に準ずれば人間を軽視する諸観念の一貫して連続する受容史が実証されないように、初期あるいは後期近代なりナチス時代のアンティセミティズムの言説におけるルターの《不在》について単純に語られることもできない。」⁴⁵

カウフマンは「ルターとユダヤ人」という主題がナチスの歴史と不可分であることを確認しつつ、しかし、徹底して歴史的であることを求め、過去に行われた単純化への注意喚起を行っている。この歴史化は、単純化やイデオロギーを避けるものであるが、同時に「忘却」への対抗でもあるという。

「キリスト教史と宗教史のあらゆる人物と同様、ルターについての一貫して歴史的な考察へと向かうプロテスタント的に刻印された学問的神学の近代的な諸条件のもと、本小著で追求された方法論的態度に対する他の選択肢はない、という確信が前提にされている。この《歴史化》は、まさに過去を《ごみのように処理》し《忘却する》ことの必要性から帰結するものではなく、むしろ、現在への責任に立つものである。」⁴⁶

ここで、歴史的研究によるルターの相対化が必然的にルターの弁証を帰結するもの

44 Thomas Kaufmann, op.cit., S.2.

45 Ibid., S.3.

46 Ibid., S.3.

ではないことを確認しておきたい。ルターの反ユダヤ主義的態度が同時代人に見られる反ユダヤ主義的傾向と関連づけられるとき、それはルターの無罪放免を意図するのではなく、アンティセミティズムの成立とキリスト教の関与というより大きな枠組みの中で、ルターを含め、広く根深く継承されてきた反ユダヤ主義の原因を歴史的批判的に究明しようとする態度に継承されるものである。したがって、問われるべきは、歴史化・相対化する方法論だけでなく、研究の枠組みをなす条件であり、それによって歴史的事実の評価の仕方も異なってくるということが注視される必要がある。これらの観察から、ドイツのルター研究がホロコーストの経験とそれに対する責任を不可欠な「枠組みをなす条件」として確認し、単純で一方的なルターの弁証も、また単純で一方的なルターの断罪も退け、ルターを手がかりに、キリスト教とアンティセミティズムの歴史とその問題に取り組む一つの寄与として「ルターとユダヤ人」に関する研究を実践していることが見えてくる。このような歴史化の態度から、ルターとその影響史と対峙する「私たち自身」の現在の立ち位置が確認される。巻末の要約的考察をカウフマンは次のような言葉で結んでいる。

「宗教改革者との取り組みは、彼との相違のもとで、《我々が何を学びルターは何を知らなかったのか、純粋に事柄に即した認識の要求、歴史的評価の相対性》、宗教的寛容という至上命令、聖典の多様で《自分なり》の読み方の承認、そして、私たちの信仰の名によってもまたユダヤの民に危害が加えられた事柄に対する限りのない恥と悲しみを認識することに寄与している。」⁴⁷

ここで「ルターとユダヤ人」問題の歴史的研究は、16世紀と20世紀の負の要素を忘却するのではなく、想起することで、基本的人権である「思想信条の自由」を無条件に尊重するという現在の責任を確認することにつながっている。この態度を、カウフマンのみに限定するのではなく、エルケが述べる第三期、さらには21世紀のドイツのプロテスタント神学における傾向として確認するため、人権概念を明確に用いて同様の関連を述べている他の例をもう一つあげておきたい。それは、エルケと同様、エアランゲン大学にて開催された研究会「19世紀と20世紀におけるルターの《ユダヤ人著作》の受容」で組織神学的観点からの発表を行ったライナー・アンセルムの主張である。

47 Ibid., S.155.《我々が何を学びルターは何を知らなかったのか、純粋に事柄に即した認識の要求、歴史的評価の相対性》はハルナックからの引用である。Adolf von Harnack, *Lehrbuch der Dogmengeschichte* Bd.III, ND der 4., neu durchgesehen. Und verm. Aufl., Tübingen 1909, Sarmstadt 1990, S.817.

「根本的な挑戦がしかしここにも残っている。つまり、イスラエルの選びをキリスト教的救済史の中に秩序づける包括主義的理論形成をこっそり行うか、あるいは、しかし、キリスト教的証言を相対化して、それによってキリスト教神学としての自己の立場を疑わしいものにしてしまうか。それにもかかわらず、自己の歴史を背景として、ドイツのプロテスタント神学にとってユダヤ人差別のあらゆる形式に反対することに尽くすこと以外の選択の余地は全くない。この認識は、しかし、歴史的経験とそこから、幸運にも成立してきたあらゆる神学に先立つ人権の価値と優位の自明性のおかげをこうむっている。したがって、ルターのユダヤ人に関する著作から、そしてまさに神学と政治の関係から導き出されるべき教え、すなわち、共生の問いを神学的な問いとしてではなく、むしろ法によって規定される実践的な問いとして見なすことが、優先されるように思われる。そこに含まれた政治の世俗化と人権の価値それ自体が、しかし、同時にきわめて重要な神学的モチーフである。」⁴⁸

アンセルムの主張の中で、エルケ論文で確認されたアンティセミティズムとそれに対峙する教会の姿勢、また、カウフマンにおいて確認されたホロコーストの想起と人権尊重の態度は、その主題と領域の枠を超え、ドイツのプロテスタント神学全体に及ぶものとして理解されている。ルター派の伝統に特に妥当することではあるが、宗教改革者ルターの存在と神学思想は、そのアイデンティティの根幹を構成しており、それだけに「ルターとユダヤ人」をめぐる主題は、その根幹を揺るがしかねない問題を含んでいる。しかし、その「負」の性格を帯びた歴史経験を通して、そしてそれを忘却するのではなく想起することにより、「幸運にも成立してきたあらゆる神学に先立つ人権の価値と優位の自明性」が明瞭に認識されることができたと言われている。

4 おわりに

本稿で概観したエルケの試みは、1945年以降の「ルターとユダヤ人」に関する研究が、その時々を枠組みをなす条件としての社会的・教会的状況の中で営まれていたことを明らかにした。エルケは、1985年以降の研究動向を「歴史化と差別化」と表現し、アンティセミティズム研究との関わりもその特徴として指摘した。さらに本稿における補足的考察は、最新の研究動向が自覚的に人権尊重の態度を前提としていることも示した。その動向とアスマンが指摘する1985年の想起の文化の転換との関連性についての推測は、より厳密な検証を必要とする。また、エルケの試みは、一般的

48 Reiner Anselm, op.cit., S.245.

に方法論的視点に限定された研究史に対して、キリスト教史研究の社会的・教会的枠組みを省察することそれ自体の重要性も喚起していると言えよう。

さらに、「ルターとユダヤ人」をめぐる諸問題は、少なくともドイツにおいて、教会と社会の過去だけでなく、現在と未来にも関わる問題として認識されている。その限りにおいて、この問題との取り組みは、キリスト教史研究が「不都合な」歴史とどう向き合うのかが問われる一つの試金石としての性格を持っているとも言えよう⁴⁹。ルターと宗教改革研究は、その一翼を担っており、宗教改革 500 年記念に向けて本主題の研究が精力的に行われてきたのも、そのような経緯があるからかもしれない。

最後に、エルケは「ルターとユダヤ人」の主題を「ドイツ的なテーマ」、あるいはカウフマンの言葉を引用して「国家の自己理解と自己啓発にとって不可避の対象」であると述べている⁵⁰。しかし、この主題は、近代以降にも繰り返し現れるアンティセミティズムという文脈の中で検討される問題を孕み、キリスト教とは異なる背景からのアンティセミティズムも存在する。そこには人種問題や宗教的不寛容といった人権に関わるより普遍的な問題が含まれており、単に「ドイツ的」な領域に限定されない問題が提起されていると考える。

49 ヴィッテンベルクのマリエン教会の外壁にある「ユーデンザウ」レリーフの存在と存続をめぐる議論もまた、「ルターとユダヤ人」をめぐる問題に含まれる現在性と未来性を示す一例と考える。この問題については別の機会に改めて取り上げる予定である。拙著、前掲書、191-193 頁参照。

50 Oelke, *op.cit.*, S.215.

【Abstract】

„Luther und die Juden“ in der kirchengeschichtlichen Forschung und die Menschenrechte
— anhand der Forschung in Deutschland nach 1945 —

KOTABE Shinichi

Dieser Aufsatz hat zwei Ziele. Das erste Ziel ist es, einen Überblick über das Thema „Luther und die Juden“ in der kirchengeschichtlichen Forschung in Deutschland nach 1945 zu geben. Das wird anhand eines im Jahr 2016 veröffentlichten Aufsatzes von Harry Oelke durchgeführt. Dabei ist von großem Interesse, dass Oelke auf die Rahmenbedingungen der Forschung aufmerksam macht. Es scheint, dass die geschichtlichen Umstände, nämlich der Holocaust sowie Einfluss und Rezeption von „Luthers Judenschriften“ im Nationalsozialismus, besondere Aufmerksamkeit erfordern. Das zweite Ziel ist es, zu zeigen, dass der Begriff Menschenrechte in Bezug auf die Frage nach den Rahmenbedingungen eine wichtige Rolle spielt. In Oelkes Aufsatz wird dies nicht thematisiert. Deshalb wird hier versucht, durch zusätzliche Betrachtungen seine Diskussion zu ergänzen und die Präsenz eines Bewusstseins in Bezug auf die Menschenrechte in der Forschung zu verdeutlichen.

Das Thema „Luther und die Juden“ bezieht sich nicht nur auf die Vergangenheit von Kirche und Gesellschaft in Deutschland, sondern auch auf die Gegenwart und Zukunft, insbesondere in Bezug auf das Problem des Antisemitismus. Insofern hat es den Charakter eines Prüfsteins, mit dem geprüft wird, wie die kirchengeschichtliche Forschung mit unbequemen Themen der Geschichte des Christentums umgeht. Oelke konstatiert anerkennend, dass „die kirchenhistorische Forschung ... in methodischer Hinsicht inzwischen einen ganz gewöhnlichen Umgang mit einem sehr ungewöhnlichen Thema gefunden“ hat.